

新潟市消防局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第 17号

新潟市消防局組織規則の一部を改正する規則

新潟市消防局組織規則（昭和51年新潟市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条予防課の項中「予防査察係」を「予防企画係」に改め、「設備指導係」を削り、同条危険物保安課の項を次のように改める。

規制指導課 査察是正係 設備係 危険物係 保安係

第2条警防課の項中「防災救助係」を「警防救助係」に改める。

第3条予防課の項及び危険物保安課の項を次のように改める。

予防課

- (1) 火災予防に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 火災予防に係る広報に関すること。
- (3) 火の使用制限（規制指導課の所管するものを除く。）及び住宅用防災機器の設置等に関すること。
- (4) 催しに関すること。
- (5) 防火管理者及び防災管理者の資格取得講習に関すること。
- (6) 予防課の所管に係る防火協力団体の指導育成に関すること。
- (7) 市民防火相談に関すること。
- (8) 火災の原因及び損害調査に関すること。
- (9) 災害（火災を除く。）の損害調査に関すること。
- (10) 火災その他の災害の統計に関すること。
- (11) 火災調査技術の研究及び指導に関すること。
- (12) 火災調査資機材の保守及び管理に関すること。

規制指導課

- (1) 査察に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 査察技術の研究及び指導に関すること。
- (3) 所管法令に係る査察及び違反処理に関すること。
- (4) 防火及び防災管理に関すること。
- (5) 建築に係る許可、認可又は確認の同意に関すること。
- (6) 消防用設備等の着工届及び設置届に関すること。
- (7) 消防用設備等の検査に関すること。
- (8) 火気使用設備等に関すること。
- (9) 火の使用制限（喫煙等に関することに限る。）に関すること。
- (10) 消防用設備等の基準及び避難管理に関すること。
- (11) 防火対象物に係る証明に関すること。
- (12) 危険物の規制に関すること。
- (13) 危険物流出等の事故調査に関すること。
- (14) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に関すること
（危機管理防災局の所管するものを除く。）。
- (15) 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いに関すること。
- (16) 所管法令に係る統計に関すること。
- (17) 規制指導課の所管に係る防火協力団体の指導育成に関すること。
- (18) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に関すること。
- (19) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に関すること。
- (20) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に関すること。
- (21) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和54年法律第33号）に関すること。

第3条警防課の項中第29号を第30号とし、第9号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 各署救助隊への訓練指導に関すること。

第4条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 課及び係に担当係長を置くことができる。

第5条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 担当係長は、上司の命を受けて、その担当事務をつかさどり、関係職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。